



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 エコナックホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 奥村 英夫  
(コード番号 3521 東証第一部)  
問合せ先 取締役管理部長 加藤 祐蔵  
(TEL 03-6418-4391)

### 単元株式数の変更、株式併合及び発行可能株式総数の変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 137 回定時株主総会（以下、「定時株主総会」といいます。）に、単元株式数の変更、株式併合及び発行可能株式総数の変更に関する議案を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成 30 年 10 月 1 日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単위를 100 株に統一することを定めました。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

##### (4) 変更の条件

本定時株主総会において、本単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に関する定款一部変更議案並びに株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 併合の目的

当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、個人投資家による投資機会の拡大及び中長期的な株価変動等を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、当社株式 2 株を 1 株にする株式併合を行うことといたしました。また、発行可能株式総数についても、これと同じ割合で 280,000,000 株を 140,000,000 株に変更することといたしました。

##### (2) 併合の内容

- |               |   |
|---------------|---|
| ①併合する株式の種類    | 普通株式  |
| ②併合の方法・割合     | 平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日（事実上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数 2 株につき 1 株の割合で併合いたします。 |
| ③併合後の発行可能株式総数 | 140,000,000 株（併合前：280,000,000 株）  |

④併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	85,457,466 株
併合により減少する株式数	42,728,733 株
併合後の発行済株式総数	42,728,733 株

(3) 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主数	4,526 名（100.00%）	85,457,466 株（100.00%）
2 株未満	38 名（0.84%）	38 株（0.00%）
2 株以上	4,488 名（99.16%）	85,457,428 株（100.00%）

(注) 本株式併合を行った場合、所有株式数が 1 株だけの株主様 38 名（その所有株式数の合計 38 株）は、株主としての地位を失うこととなります。なお、単元未満株式を有する株主様は、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引のある証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合による影響

本株式併合により発行済株式総数が 2 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動いたしませんので 1 株当たりの純資産額が 2 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値には変動はありません。

(6) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案並びに単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に関する定款一部変更議案が承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生ずることとなります。

3. 日程

取締役会決議日	平成29年 5 月 12 日
定時株主総会決議日	平成29年 6 月 29 日（予定）
単元株式数変更の効力発生日	平成29年10月 1 日（予定）
株式併合の効力発生日	平成29年10月 1 日（予定）
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成29年10月 1 日（予定）

4. その他

本日、別途「定款一部変更に関するお知らせ」を開示しております。

(添付書類)

【ご参考】単元株式数の変更及び株式併合に関する Q & A

以 上

【ご参考】

単元株式数の変更及び株式併合に関するQ & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A 1. 単元株式数とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買単位となっている株式数のことです。今回、当社では単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか？

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。今回、当社では2株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

A 3. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを決めました。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、平成29年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

あわせて、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、個人投資家による投資機会の拡大及び中長期的な株価変動等を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、当社株式2株を1株にする株式併合を行うことといたしました。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか？

A 4. 株式併合後の株主様の所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された所有株式数に2分の1を乗じた株式数（1に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権個数は株式併合後の所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で、所有株式数及び議決権個数の関係は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権個数	所有株式数	議決権個数	端数株式
例①	3,000株	3個	1,500株	15個	なし
例②	1,250株	1個	625株	6個	なし
例③	457株	なし	228株	2個	0.5株
例④	87株	なし	43株	なし	0.5株
例⑤	1株	なし	なし	なし	0.5株

イ) 上記の例①に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。

ロ) 株式併合の結果、1株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例③、④、⑤のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。この端数株式相当分の処分代金は平成29年12月ごろにお送りすることを予定しております。

ハ) 単元未満株式（効力発生後の上記の例②の25株、例③の28株、例④の43株）につきましては、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

ニ) 効力発生前の所有株式数が1株だけの株主様（上記の例⑤のような場合）は、株式併合によりすべての所有株式数が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

**Q 5. 株式併合により所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか？**

A 5. 株式併合の前後で会社の資産や資本には変化はありませんので、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様をご所有の当社株式の資産価値が変わることはございません。株式併合の結果、株主様をご所有の株式数は併合前の2分の1に減少することとなりますが、1株当たりの純資産額については併合前の2倍となります。また、株価につきましても理論上は併合前の2倍となります。

**Q 6. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか？**

A 6. 次のとおり予定しております。

平成 29 年 5 月 12 日	取締役会決議日
平成 29 年 6 月 29 日	定時株主総会決議日
平成 29 年 9 月 26 日	1,000 株単位での売買最終日
平成 29 年 9 月 27 日	100 株単位での売買開始日
平成 29 年 10 月 1 日	単元株式数の変更、株式併合及び発行可能株式総数の変更の効力発生日
平成 29 年 12 月上旬	端数株式の処分代金のお支払い

**Q 7. 必要な手続きはありますか？**

A 7. 特に必要なお手続きはございません。なお、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」のお手続きをご利用いただくことができますので、お取引のある証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。また、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じる場合には当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じてお支払いいたします。

**【お問い合わせ先】**

単元株式数の変更及び株式併合に関しましてご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
電 話 0120-782-031 (フリーダイヤル)  
受付時間 平日 9:00~17:00 (土・日・祝祭日を除く)

以 上